

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）

平成30年度「基地対策に関する要望書」で求めた 重点要望に対する各府省からの説明（回答）

<外務省>

○ 「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」

在日米軍の再編を進めることは、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減するとの観点から重要である。また、施設・区域の返還については、日米地位協定第2条に基づき検討することとされており、これまでも、政府は、個々の施設・区域について、地方公共団体からの返還や使用の在り方等に関する要望等を勘案しつつ、随時、米側と協議してきた。

政府としては、今後とも、日米安保体制の目的達成という観点を踏まえつつ、個々の施設・区域の実情を踏まえた、適切な対応を行っていく考えである。

○ 「2 日米地位協定の改定 ①基地使用の可視化」

米軍の施設・区域の使用に関しては、米軍の運用や保安上の理由から明らかにされない部分があることは事実であるが、米軍や米軍人などが我が国に駐留し活動するに当たっては、日米地位協定に明確に規定されているとおり、日本の法令を尊重し、公共の安全に妥当な考慮を払わなければならないことはいうまでもない。

また、日米間の合意事項、例えば、日米合同委員会における合意事項の多くは、施設・区域の提供、返還等に関するものであり、従来、米側との協議の上で、その全文又は概要を可能な限り公表するよう努めてきている。今後とも、政府として、米側の運用上公表が困難な情報等を除いて可能な限り、地方自治体、周辺住民の方々に関連する情報を提供できるよう努めてまいりたい。

○ 「日米地位協定の改定 ②環境条項の新設」

環境保全の問題は、米軍の施設・区域の周辺住民の方々の健康等に関わる重要な事柄であり、日米地位協定上、米軍による当該施設・区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならないとされている。

これに加えて、平成27年9月、日米地位協定の環境補足協定が署名され、発効した。

この協定には、従来、地元の皆様から要望のあった米軍施設・区域への立入りや、日米又は国際約束の環境基準のうちより厳しい基準を適用するといった内容が盛り込まれている。政府間の法的拘束力を有する協定という形式で環境基準や立入りに関する規定を定めたことは、日米地位協定の内容を所与としてその運用の在り方を在日米軍との間で決める運用改善とは質的に異なり、歴史的な意義を有するものと考えている。

政府としては、環境補足協定の着実かつ円滑な実施を通じて、米軍施設・区域内外での環境対策が一層強化されるよう努めてまいりたい。

○ 「2 日米地位協定の改定 ③騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設」

航空機の騒音は、周辺住民の方々にとって非常に深刻な問題であると政府としても認識している。政府としては、22時から6時までの時間帯の飛行について、運用上の必要に応じて、緊急と認められる場合を除いて禁止する等の個別の日米合同委員会合意を作成する等、米軍の飛行に際して、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元に与える影響を最小限にとどめるように累次申入れを行ってきた。

米軍への申入れや関係自治体への情報共有等、引き続き、関係自治体の御理解を十分得られるよう、防衛省とも協力して努力してまいりたい。

○ 「2 日米地位協定の改定 ④国内法適用の拡充」

一般国際法上、米軍や米軍人等が我が国で活動するに当たっては、日本の法令を尊重しなければならない義務を負っており、日米地位協定にもこれを踏まえた規定が第16条で置かれている。

日米地位協定については、様々な意見があることは承知しているが、日米地位協定は合意議事録を含めた大きな法的枠組みであり、政府としては、日米地位協定について、これまで手当てすべき事柄の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取り組みを通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきている。

その上で、保健衛生の分野については、人、動物及び植物の検疫に関する合同委員会合意等に従った検疫措置が実施されている。また、平成25年1月には、在日米軍と我が国の衛生当局間における情報交換について合同委員会合意を作成し、エボラ出血熱や新型インフルエンザといった感染症について日米間で緊密な情報共有等の対応を行ってきたところ。今後とも、このような取組を積み上げることによって、日米地位協定のあるべき姿を不断に追求していきたいと考えている。

○ 「2 日米地位協定の改定 ⑤米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実」

そもそも、米軍人等による事件・事故はあってはならないものであり、それぞれに被害者や御家族の方々がおられ、その方々の御心痛をお察しするに、一件一件が大変深刻な問題であると認識している。

米軍人等による事件・事故が発生した場合には、日米合同委員会合意に基づき、日米間で迅速に通報を行ってきており、政府としては、こうした枠組み等を通じて情報を把握し、関連する地方公共団体に情報提供を行うとともに、米側に対して再発防止策等をしっかりと申し入れてきている。

○ 「2 日米地位協定の改定 ⑥地元意見の聴取に係る仕組みの新設」

日米安保体制の運用については、我が国の外交・防衛に責任を有する日本政府が米国政府と協議することが基本であるが、そのうえで、米軍の安定的な駐留を確保するためには地元の皆様の理解と協力が不可欠であり、政府としては、地元の意向を踏まえて、米国政府とやりとりをしている。政府と地元との調整の在り方については、関係省庁と相談しつつ、相手のあることであるが、地元の御要望に可能な限り添えるよう、米国との関係でも努力していきたい。

なお、渉外知事会からの御要望を受け、平成20年12月に、渉外知事会、在京米国大使館、在日米軍司令部及び防衛省の協力の下、「連絡会議」が開催された。今後の開催について、累次にわたり、御要望を頂いているが、どのような形で協議が必要であるかも含めて、米国と相談してまいりたい。

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充」

御要望の内容は、外務省で所掌するものではなく、関係省庁により適切な措置が行われていると承知している。いずれにせよ、米軍施設・区域の所在に伴い、周辺住民の方々に御負担をおかけしていることに鑑みて、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するとの観点から、必要に応じて、関係省庁とも相談しながら、何ができるかしっかり考えてまいりたい。

<防衛省>

○ 「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」

防衛省としては、各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要であるとの考えの下、米軍施設・区域の整理・統合・縮小に努力しているところである。

具体的には、昨年返還された沖縄県の普天間飛行場の一部に続いて、本年においても沖縄県の牧港補給地区の一部等、地元の要望を踏まえた返還を実現してきている。

今後とも、沖縄県内における嘉手納飛行場以南の米軍施設・区域をはじめとした返還事案を着実に進めて行くとともに、地元の御要望や米軍の運用上の必要性等を踏まえながら、引き続き地元の負担軽減に取り組んでいく考えである。

○ 「2 地位協定の改定 ①基地使用の可視化」

施設・区域の在日米軍への提供や共同使用にあたっては、日米合同委員会合意及び閣議決定を行っている。一連の手続等の中で、日米合同委員会合意後にその概要、具体的には、所在地、使用目的、対象面積等について公表するとともに、閣議決定後においても官報告示を行っている。今後とも施設・区域の提供等に関する内容の公表については、適切に行ってまいりたいと考えている。

○ 「2 地位協定の改定 ②環境条項の新設」

在日米軍による環境保護及びその安全のための取組みについては、日米の環境法令のうち、より厳しい基準を選択するという考え方の下で作成される日本環境管理基準、いわゆるJEGSに従って行われているものと承知している。また、平成12年の環境原則に関する共同発表において、米国政府は在日米軍を原因として、健康への影響が明らかになっている差し迫った実質的な脅威となる汚染について、直ちに浄化に取り組むという政策を確認している。さらに、渉外知事会や沖縄県などからの要請を受けて、2015年9月に締結した環境補足協定では、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の立入りや施設・区域の返還に関連する現地調査等について規定されている。

政府としては、御要請に留意しつつ、環境補足協定に従って取り組んでいく考えである。

○ 「2 地位協定の改定 ③騒音軽減及び飛行運用制限等に係る条項の新設」

現在の航空機騒音規制措置については、日米の間で鋭意協議を重ねた結果が取りまとめられたものである。米軍の運用上の所要を満たしつつ、可能な限りの制約を課したものであると考えている。

防衛省としては、累次の機会に航空機騒音規制措置の遵守、これに加えて祝日、年末年始、入学試験等、地元の重要な行事への配慮を米軍に申し入れている。この他、飛行場周辺の住民の方々の御負担を軽減するため、住宅防音工事等の施策を講じており、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を保持するなどの措置を講じている。

今後とも、これらの措置を総合的に実施することにより、飛行場周辺の騒音を軽減し、住民の方々の負担軽減が図られるよう努めてまいりたいと考えている。

○ 「2 地位協定の改定 ⑤米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実」

米軍人等による事件・事故については、あつてはならないものであると認識している。防衛省としては、機会あるごとに米軍に対し、隊員の教育、綱紀粛正、安全管理の徹底等について申し入れを行ってきている。今後とも、引き続き関係機関としっかり連携し、事件・事故の防止に努めていく。

そのうえで、万が一事故等が発生した場合においては、日米合同委員会合意に基づき、関係自治体に速やかに情報提供するとともに、米軍からの情報が得られ次第、関係自治体に御説明している。また、被害に遭われた方々への補償については、日米地位協定第18条に基づき、適切に対応してまいりたいと考えている。

○ 「2 地位協定の改定 ⑥地元意見の聴取に係る仕組みの新設」

日米安全保障条約及び日米地位協定を実施するにあたり、関係地方公共団体の御理解と御協力を得ることが不可欠であるという認識である。

日米地位協定第25条により設置されている日米合同委員会については、日米地位協定の実施に関して日米間で協議を必要とする全ての事項に関する両政府間の協議機関であるが、このような場を含めて、いろいろな地元の要望を踏まえながら、日米安保体制の運用については、我が国の外交・防衛に責任を有する日本政府が責任をもって米国政府と協議をするものである。政府としては、関係地方公共団体の負担軽減を図りながら日米安保体制の円滑な運用を確保していくことが極めて重要であるとの考え方に立ち、米側との協議を行っている。

引き続き、関係地方公共団体の御意見も踏まえつつ、責任をもって地元の要望に可能な限り応えられるよう、米側としっかりと協議をしていく考えである。

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充 ①基地交付金等の増額等」

基地交付金、調整交付金については基本的に総務省が所管しているが、地元の関係自治体の重要な財源の1つであると認識しており、御要望については、防衛省から総務省に伝えたいと考えている。

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充 ② 地域振興策の新設・拡充」

御要望については、基地との関連性を考慮した慎重な対応が必要となるが、地元の御意見等も伺いながら、様々な方策について検討してまいりたいと考えている。

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充 ③ 基地跡地の返還に係る支援」

返還財産の処分については、財務省において、地元自治体の具体的な跡地利用計画を踏まえて必要な対応が取られることになると承知している。

防衛省としては、跡地利用に係る地元自治体の御要望を関係省庁に伝えるなど、できる限りの協力を行ってまいりたいと考えている。

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充 ④ 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化」

駐留軍等労働者の労務管理については、今後とも在日米軍と緊密に連携し、万全を期してまいりたいと考えている。

また、米軍再編を含む離職者対策については、駐留軍関係離職者等臨時措置法等に基づき、関係省庁と協力して各種の援護施策を講じるなど、万全を期してまいりたいと考えている。

<環境省>

○ 「2 日米地位協定の改定 ②環境条項の新設」

日米地位協定においては、環境に関する条項が具体的に定められていないが、平成27年9月に環境補足協定が署名された。この協定では、在日米軍による環境管理基準（JEGS）の発出、維持や環境事故が発生した場合の日本側当局による米軍基地への立入などについて定められている。

関係自治体におかれては、日頃から米軍基地の周辺地域の環境保全のために御尽力をいただいているところであるが、この協定に基づく措置が適切に実施されることで、米軍基地の周辺地域においてさらなる環境の保全が図られるものと考えている。ついては、まずは、この協定に基づく措置が適切に実施されることが重要であり、環境省としても、必要に応じて関係機関と協力し適切に対処してまいりたいと考えている。

○ 「日米地位協定の改定 ⑤米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実」

在日米軍に係る事件・事故が発生した際の通報手続については、平成9年の日米合同委員会合意で定められている。また、平成27年に署名された環境補足協定においても環境事故が発生した場合の基地への立入について規定されている。これらの取り決めにおける地方公共団体との連絡調整については、地方防衛局を中心に行われるものと承知しているが、在日米軍施設・区域において環境事故が発生した際には、環境省としても必要に応じて関係機関と協力し適切に対処してまいりたいと考えている。

<内閣府（防災担当）>

○ 「2 日米地位協定の改定 ⑤ 米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実」

原子力艦の原子力災害が発生した場合は、防災基本計画及び「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ。以下「マニュアル」という。）」に基づき、対応が定められているところ。

なお、「マニュアル」については、原子力の有識者を交えた作業委員会の検証等を経て、平成28年7月15日中央防災会議主事会議申合せで改訂している。

今後とも引き続き、内閣府として必要な協力を行っていくとともに、「マニュアル」の実効性確保のため、必要な防災訓練の実施などについて、自治体と連携しながら取り組んでいきたい。

<総務省>

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充 ① 基地交付金等の増額等」

今回、様々なお要望を頂いているが、それらのご要望にお応えするためには何より総額の確保が重要である。

基地交付金等の総額については、平成元年度から3年おきに増額を図ってきたところであり、これまでの経緯にかんがみると平成31年度は、3年に一度の増額の年度に当たることから、確実に増額を確保できるよう努めてまいりたい。

<厚生労働省>

○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充 ④ 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化」

駐留軍関係離職者対策については、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき関係省庁が諸施策を講じているところであるが、厚生労働省としては、当該離職者に対して就職促進手当等の職業転換給付金を支給しながら、積極的な職業指導、職業紹介及び職業訓練を実施するとともに、これらの者を雇用する事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給するなどの援護措置を講じ、再就職の促進を図っている。

また、離職者の再就職に関する希望の早期把握、必要に応じたセミナー、キャリアコンサルティングの実施といった、きめ細かい職業相談・職業紹介、職業訓練等の充実強化、などの施策も積極的に講じている。

駐留軍関係離職者等臨時措置法については、平成35年までの期限延長の法改正を行ったところであり、今後とも、離職者が生じた場合には、関係省庁と連携しながら当該離職者の早期就職の促進に万全を期してまいりたい。

<国土交通省>

○ 「2 日米地位協定の改定 ③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設」

米軍機の飛行等による騒音への対策や安全運航については、外務省や防衛省から米側に対し、安全運航の確保や地元住民への配慮について申入れが行われているものと承知しているところです。

<環境省（原子力規制庁）>

○ 「2 日米地位協定の改定 ⑤ 米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実」

当庁では、原子力艦寄港地において、関係自治体等の協力を得てモニタリングボート等による放射能調査を引き続き実施している。また、平時にモニタリングポストによる24時間体制での放射線監視も併せて実施している。

なお、原子力艦の原子力災害時等には、直ちに関係自治体等に連絡する体制が構築されている。